

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 帯広市簡易水道事業会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和42年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	帯広市	職員数* (H22. 4. 1現在)	0
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	281円(平成18年度)	公営企業債現在高(百万円)	425百万円(平成18年度)
累積欠損金(百万円)	-	利益剰余金又は積立金(百万円)	-
不良債務(百万円)	-	財政力指数*	0.578(平成18年度)
資金不足比率(%)	-	実質公債費比率*(%)	16.4%(平成19年度)
		経常収支比率*(%)	86.3%(平成18年度)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	帯広市簡易水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度 から 平成23年度
計画策定責任者	帯広市長 砂川 敏文
既存計画との関係	-
公表の方法等	市ホームページでの公表 議会総務文教委員へ説明
基本方針	より一層民間活力の導入を推進するとともに、共通する業務の上水道事業への委託の促進など経費の削減に努め、質の高い行政サービスの展開を持続するため、経常経費のコスト削減・民間業者への委託等を積極的に推進し、経営健全化を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			38	38
	補償金免除額			5	5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
地方債	簡易水道事業債			7,619	7,619
	簡易水道事業債			20,672	20,672
	簡易水道事業債			9,579	9,579
合 計 (A)		0	0	37,870	37,870
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	37,870	37,870

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)		0	0	0	0
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)		0	0	0	0
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>帯広市簡易水道事業は農村地域において営農用水道事業と共に事業を展開し、2重投資なく設備を共有することでコスト節減合理化を図っている。</p> <p>又、農業用水としての側面が強いことから、1件あたりの使用水量が都市部と比較して多く、ここ数年の年間料金収入は約45百万円で推移している。</p> <p>償還金については他会計補助金を充当している。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 施設老朽化対策費用</p> <p>供用開始から30年近くが経過し、水道施設機器類等の老朽化が著しい。計画的な更新のためには多額の費用を要することに対し、コスト削減との整合を図らねばならず苦慮している。</p> <p>課 題 ② 施設管理の民間委託への移行</p> <p>同水準のサービス供給を保ち、経営合理化・コスト削減を図るため施設管理の民間委託を一部実施しているが、遠隔地に施設があるため受け入れ業者が少なく、競争原理が働かない。</p> <p>課 題 ③ 帯広市上下水道部との経営統合</p> <p>経営統合することで経営合理化が図られると認識しているが、解決すべき課題が多く、統合に至っていない。</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留 意 事 項	<p>一般会計で経理している営農用水道事業と併せて簡易水道事業の維持・管理を行っている。一般会計の方が事業規模が大きいことに加え、人工数の按分等により職員給与費を別々に予算化することは煩雑であることから、人件費相当額はすべて一般会計にて計上し、簡易水道事業会計では予算化していない。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度					平成19年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度	平成21年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度
		H14 計画前5年度 （決算）	H15 計画前4年度 （決算）	H16 計画前3年度 （決算）	H17 計画前々年度 （決算）	H18 計画前年度 （決算）	（計画初年度） （計画）	（計画初年度） （決算）	（計画第2年度） （計画）	（計画第2年度） （決算）	（計画第3年度） （計画）	（計画第3年度） （決算）	（計画第4年度） （計画）	（計画第4年度） （決算）	（計画第5年度） （計画）	（計画第5年度） （決算）
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	69	47	45	51	47	44	51	45	44	45	52	45	46	45	48
	(1) 営 業 収 益 (B)	45	47	45	45	45	44	46	45	43	45	43	45	45	45	46
	ア 料 金 収 入	45	47	45	45	45	44	46	45	43	45	43	45	45	45	46
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	24	0	0	6	2	0	5	0	1	0	9	0	1	0	2
	ア 他 会 計 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	9	0	1	0	2
	イ そ の 他	24	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	50	25	21	25	25	30	30	28	23	28	36	27	26	30	32
	(1) 営 業 費 用	13	13	10	13	13	19	19	20	16	20	29	20	19	23	25
ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	13	13	10	13	13	19	19	20	16	20	29	20	19	23	25	
(2) 営 業 外 費 用	37	12	11	12	12	11	11	8	7	8	7	7	7	7	7	
ア 支 払 利 息	13	12	11	12	12	11	11	8	7	8	7	7	7	7	7	
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	19	22	24	26	22	14	21	17	21	17	16	18	20	15	16	
資本的 支出	1 資 本 的 収 入 (F)	51	31	175	101	26	18	49	8	4	0	3	3	7	8	11
	(1) 地 方 債	51	27	134	80	13	1	38	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	0	0	0	2	8	17	11	7	3	0	1	3	3	8	8
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国（都道府県）補助金	0	4	15	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	0	0	26	7	3	0	0	1	1	0	2	0	4	0	3
	2 資 本 的 支 出 (G)	69	52	200	129	48	32	70	25	25	17	19	21	27	23	27
	(1) 建 設 改 良 費	51	32	176	101	18	1	0	1	1	0	2	0	6	0	4
うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	18	20	24	28	30	31	32	24	24	17	17	21	21	23	23	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-18	-21	-25	-28	-22	-14	-21	-17	-21	-17	-16	-18	-20	-15	-16	

(3) 経営指標等

(単位: %)

		H14 計画前5年度 (決算)	H15 計画前4年度 (決算)	H16 計画前3年度 (決算)	H17 計画前々年度 (決算)	H18 計画前年度 (決算)	平成19年度 (計画初年度) (計画)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (計画)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (計画)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (計画)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (計画)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※	(%)	66	103	99	84	81	79	74	86	111	100	123	92	92	96	82	
総収支比率(法適用)	(%)																
経常収支比率(法適用)	(%)																
営業収支比率(法適用)	(%)																
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	101	104	100	96	85	72	82	87	94	100	98	94	98	85	87	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち基準内繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資本的収入分	(%)	0	0	0	2	31	94	22	88	75	0	33	100	43	100	73
	うち基準内繰入金	(%)	0	0	0	2	31	94	22	88	75	0	33	100	43	100	73
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>帯広市上下水道部において、平成12年度に料金算定期間(平成12年度～14年度)における資金収支方式にて設定し、経費節減、投資の先送り等の努力により平成18年度に至るまで据え置いている。都市部と農村部の受益者負担公平の観点から簡易水道においても同料金の設定としている。</p> <p>また、今後の料金収入見込みについては近年横ばい傾向にあり、農村部という環境面での要素等を総合的に勘案すると大幅な人口増、需要増は見込めず、今後も横ばいに推移していくものと考えている。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>資本的収支においてマイナスが生じ、収益的収支のプラス分を補填しても尚、赤字となる場合において、繰出基準の範囲内において繰入を行っている。</p> <p>一時的に繰入額が高額となる年度も想定されるが、コスト削減を図り繰入金に頼らない自立した経営を目指すもの。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>当面大規模な建設改良事業や資産の売却等の予定は無く、通常の維持・管理に努めるもの。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>・料金設定は現状維持、他の水道事業者(合併含む)との経営統合をしないことを前提とした。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p>	<p>一般会計で経理している営農用水道事業と併せて簡易水道事業の維持・管理を行なっている。一般会計の方が事業規模が大きいことに加え、人工数の按分等により職員給与費を別々に予算化することは煩雑であることから、人件費相当額はすべて一般会計にて計上し、簡易水道事業会計では予算化していない。（簡易水道事業に従事する職員を1人工に見なす）</p> <p>＜帯広市全体での取組状況＞ 厳しい財政環境のもと、限られた人材で最大限の行政サービスの提供を行うことが行政に求められていることから、事務事業の継続的な見直し、ITの効果的な活用など業務プロセスの改善、業務の民間委託等の促進、執行態勢の見直しなどを推進し、少数精鋭主義に徹した職員定数の適正化を勧める。また、特殊勤務手当や昇給など給料の運用をはじめ、職員等の給与・報酬のあり方等を見直し、人件費全体の抑制を図るとともに、業績重視の給与体系への転換を進める。</p>
<p>○地方公務員の職員数の純減の状況</p>	<p>＜帯広市全体での取組状況＞ 国の指針により4.6%以上の総定員純減を要するもので、地方公共団体の集中改革プランとして帯広市では、平成17年度から平成22年度の6年間で137名を減員する計画（他団体を含む全会計で、目標137人/1,602人 Δ8.6%）であったが、自己都合退職者の増などにより、計画前倒しに推移し、19年については32人削減、累計で85人の削減を達成した（85人/1,602人 Δ5.3%）。今後は、業務量の推移を見ながら、計画を基本に適正な定数管理を行うものである。</p>
<p>○給与のあり方</p>	<p>＜帯広市全体での取組状況＞ 給与制度については国公準拠を原則として取扱っているが、必要に応じ見直しを行っている。 平成18年度に人事院勧告時に表明した給与構造改革について、実施時期を1年遅らせ平成19年度から実施してきている。</p>
<p>◇国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p>	<p>＜帯広市全体での取組状況＞ 平成18年度に人事院勧告時に表明した給与構造改革について、実施時期を1年遅らせ平成19年度から実施してきている。地域手当については本市勤務0%である。</p>
<p>◇技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p>	<p>＜帯広市全体での取組状況＞ 行政職給料表（一）と（二）の合成給料表を使用している。国は行政職給料表と分けて定めているが、本市では、これからの時代に相応しい自治体経営に向けて、直営とすべきコア部分を除き、労務職業務を含めて、民間活力の積極的な導入を進めるものであること、また、現段階においては、労務職であっても住民折衝などの職務があり、一概に単純労務職とは言えないこと、更には、本年度から行政職・労務職の区分をなくした総合職としての採用をすすめていることから、給料表の見直しは予定していない。</p>
<p>◇退職時特昇等退職手当のあり方</p>	<p>＜帯広市全体での取組状況＞ 退職事由が、職務中に起こったことが起因としたもの（公務上死亡、公務上傷病）、もしくは雇用者側の一方的な事情によるもの（整理退職の適用をうける職員）である場合に、一号俸の昇給を行う。国と同様の取扱。</p>
<p>◇福利厚生事業のあり方</p>	<p>＜帯広市全体での取組状況＞ 地方公務員法第42条に定める厚生制度実施のため、職員福利厚生事業の実施機関として、市から職員福利厚生会へ事業の一部を委託し、市からの交付金と会員から集めた会費で運営している。交付金については市民理解が得られる事業のみに充てているが、事業全体を見直しする中で、交付金の削減に至っている。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等	施設整備が完了し、今後維持管理経費が増加する見込みであることから、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを基本原則に、より一層民間活力の導入を推進するとともに、共通する業務の上水道事業への委託の促進など経費の削減に努める。
○維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>老朽化設備の緊急性・重要性等、優先度の高い設備から順に費用対効果及び経営計画との整合を図り、経営の効率化を図る。(Ⅱ-課題①)</p> <p>(Vの算出方法:施設整備時に設定した維持管理の基準による耐用年数を過ぎたものから順に更新するのではなく、日頃のメンテナンス等、丁寧な機械の取扱いに留意し、施設・機器類の使用状況や更新の必要性を精査したうえで管理を実施。それぞれの経費の差額について効果額として計上)</p> <p>平成21年度においては基準外繰出金が発生したが、これは国が実施した「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、老朽化した施設の機器更新を行ったことによるものである。</p>
○指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	<p>一部の業務について既に民間委託を実施しているが、まだ全面的に民間委託できる環境が整っていない。今後、環境が整った段階で徐々に民間委託へ移行する予定である。(Ⅱ-課題②)</p> <p>(V算出方法:平成18年度までは浄水場の管理を直営(職員1人工、嘱託職員2名)により実施していたが、平成19年度から本格的に管理を委託とした。職員1人工給与費8百万、嘱託職員給与費2百万、計10百万を一般会計と簡易水道事業会計の料金収入額の比率で按分(50%:50%)し、簡易水道事業に係る人件費相当額を算出。10百万×50%=5百万を簡易水道事業に係る人件費相当額とする。委託に係る経費の5百万も同様に按分すると5百万×50%=2.5百万となり、年間2.5百万の経費の縮減につながるものと見込んでいる。)</p> <p>尚、費用の按分は料金収入比率による方法と施設を共用していることによる1/2負担とする方法の2つを採用している。今回は営農用水と簡易水道とは業務の境目が明確ではないことから、1/2の按分比率を採用した。</p>
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	料金水準を上水道と同一料金体系としているが、農業用に利用される水量が多いことから、料金収入については比較的潤沢である。一方、施設整備はおおむね完了したところであり、今後企業債元利償還金及び維持管理経費の増加が見込まれることから、上水道料金との均衡を保ちつつ、ほぼ100%である収納率を維持するなど、引き続き料金収入の確保に努める。
○料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	-

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>経営情報を可能な限り公開し、常に外部の目を意識した経営に努めるとともに、絶えず内部でも業務の見直しを進め、持続性のある経営に努める。</p> <p>○経営健全化や財務状況に関する情報公開 この経営健全化計画を市のホームページで公表するとともに、その他の財務情報についても逐次ホームページ等を通じて公開する予定である。</p> <p>○行政評価の導入 普通会計と同様に、平成15年度から平成17年度の3か年において事務事業評価を実施し、評価結果に基づいた見直しを行なった。平成17年度からは、事務事業の上位レベルである政策・施策評価を試行導入し、評価結果をホームページ等で公開するとともに、予算編成の基礎資料とすることで、メリハリのある施策の推進に努めている。</p>
5 その他	<p>平成7年度より上下水道部との統合について議論を重ね、平成16年度には「農村地区の水道・下水道一元化推進委員会」を設立し、平成19年度の統合に向けて協議を進めた結果、財産の所管や農政部への人員配置などの問題も含め全体のコストが現行以上となる見込みから、平成18年3月の中間報告において「平成19年度の統合は実施せず、課題の解決のため引き続き協議を継続する」との結論に至った。経営健全化・効率化に資する統合は重要課題であることから、平成19年以降は市の「新たな行財政改革」として位置付け、公共サービスとしての行政のあり方や仕事の進め方など新たな視点で取り組んでおり、平成21年度は農政部所管の水道施設を視察する等、一元化に向けた協議を進めている。</p> <p>上下水道部との維持管理水準を平準化させるためには、農政部所管の施設機器や管路の老朽化が激しいことから財政面などの課題も多く、さらに時間を要することが見込まれるが今後も継続して協議していく。（Ⅱ-課題③）</p>

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	簡易水道事業会計では人件費を支弁していないため該当なし
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	①費用対効果及び経営計画との整合を図り、経営の効率化を図る。(Ⅱ-課題①) ②積極的に民間委託を推進し、コスト削減を図る。(Ⅱ-課題②) ③経営統合に向けた検討を進め、経営の健全化・効率化を図る。(Ⅱ-課題③) 上記により一般会計繰入金の縮減を目指し、より一層の健全経営を実施するもの。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	簡易水道事業会計では人件費を支弁していないため該当なし
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計画前5年間 実績	平成19年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度	平成21年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	計画合計	計画合計 (決算)
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)		(計画初年度) (計画)	(計画初年度) (決算)	(計画第2年度) (計画)	(計画第3年度) (決算)	(計画第3年度) (計画)	(計画第3年度) (決算)	(計画第3年度) (計画)	(計画第4年度) (計画)	(計画第4年度) (決算)	(計画第5年度) (計画)		
【収入の確保】																			
	料金改定率																		
	改善額(料金の適正化)※1																		
	未収金の徴収対策																		
	改善額																		
	一般会計負担金の額																		
	改善額(負担金の確保等)																		
	資産の有効活用																		
	改善額(収入増額)																		
	その他()																		
	改善額																		
【経費の削減】																			
	職員給与費の適正化																		
	職員給与費(退職手当以外)																		
	改善額																		
	給与水準																		
	改善額																		
	その他()																		
	改善額																		
	職員給与費(退職手当)																		
	職員数(人)																		
	増減数(人)																		
	維持管理費等																		
課題①	施設整備時の管理基準による維持管理経費(改善前)	14	13	13	10	13	63	24	24	25	25	25	25	25	25	26	26	125	125
	簡易水道適正管理計画による維持管理経費(改善後)	13	13	10	13	13	62	23	18	25	16	25	19	25	19	26	26	124	98
	改善額(適正化)	1	0	3	-3	0	1	1	6	0	9	0	6	0	6	0	0	1	27
課題②	民間委託に係る効果額																		
	浄水場管理に係る人件費相当	5	5	5	5	5	25	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	25	25
	浄水場管理に係る委託費相当	-	-	-	-	-	-	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	12.5	12.5
	改善額(適正化)	-	-	-	-	-	-	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	12.5	12.5
	工事コスト※2																		
	改善額(縮減額)																		
	その他()																		
	改善額																		
	累積欠損金比率																		
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	企業債現在高	239	270	273	379	425		406	411	383	387	367	369	345	348	321	325		
	増減	15	31	3	106	50		-18	-18	-23	-23	-17	-17	-22	-22	-15	-15		
	計画前5年間改善額 合計						1											13.5	39.5
	(参考) 補償金免除額																	5	5

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 注2 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
 注3 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。
 注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
 注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位統一、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度	平成21年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
給水人口 (千人)	4	4	4	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	3
年間総有収水量 (千m ³)	147	153	149	148	150	150	150	150	150	151	153	151	159	152	160
公称施設能力 (m ³ /日)	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2	3840.2
1日最大配水量 (m ³ /日)	2,477	2,741	2,311	2,583	2,608	2,621	2,463	2,634	1,881	2,647	1,920	2,660	2,203	2,673	2,979
最大稼働率 (%)	64.50%	71.38%	60.18%	67.26%	67.91%	68.25%	64.14%	68.59%	48.98%	68.93%	50.00%	69.27%	57.37%	69.61%	77.57%
供給単価 (円/m ³)	304.22	301.82	303.16	301.68	299.47	295.93	296.07	296.76	284.34	293.82	284.72	290.92	284.78	288.03	284.47
給水原価 (円/m ³)	460.27	291.96	306.95	357.32	368.66	412	399.84	343.82	315.7	327.89	350.6	318.81	297.95	332.23	347.77

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成7年度より農村整備課(現農村振興課)との統合について議論を重ね、平成16年度には「農村地区の水道・下水道一元化推進委員会」を設立し、平成19年度の統合を目指し各業務分野ごとに一元化の可否について検討してきたが、財産の所管などの問題もあり一元化の方法として維持管理業務の全面委託を前提に協議を進めた結果、農政部局にも関係職員を残さなければならぬ全体のコストは現行以上に見込まれたため、平成18年3月の中間報告において「平成19年度の統合は実施せず、課題の解決のため引き続き協議を継続する」との結論に至ったが、従来から行ってきた料金の検針・収納業務の委託に加え、個々具体的な業務について委託の範囲を拡大してきた。経営健全化、効率化に資する統合は重要課題であることから、今後についても平成28年度を目標に統合に向けた検討を継続する予定である。